

## 認定長期優良住宅の適切な維持保全の確保について（お願い）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律では認定した長期優良住宅について、新築時に耐久性や可変性を確保した上で、維持保全計画に基づく点検・修繕、記録の作成・保存等を適切に実施しながら使用していくこととされています。

そのため、京都府では2011年1月申請分より、認定申請書（第一号様式）第四面「2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」欄、及び変更認定申請書（第五号様式）第二面「1. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間」欄に定期点検等実施予定者及び定期点検等実施予定者の所在地（市区町村まで）を記載していただくこととしました。認定申請書の作成にあたり、御協力いただきますよう、お願いします。

※記載方法については、下記を参考にしてください。

### <参考例①>

定期点検実施予定者が工務店・ハウスメーカー等の場合

#### 2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：〇〇工務店（●●府△△市）の点検・保証システムを実施  
（別添の維持保全計画書参照）  
維持保全の期間：30年

#### 2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：株式会社〇〇（●●県△△市）の点検・保証システムを実施  
（別添の維持保全計画書参照）  
（10年保証＋11年目以降は株式会社〇〇と再契約して保証）  
維持保全の期間：30年

### <参考例②>

計画実施者（申請者）が別途専門家に依頼して実施する場合等

#### 2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：別添の維持保全計画書参照（本人が実施）  
維持保全の期間：30年

※維持保全の状況を把握するため、法第12条に基づく報告を求める場合があります。